

### 第3 医学管理等 連携強化診療情報提供料の施設基準等

「特掲診療料の施設基準等の一部を改正する件」(令和6年3月5日 厚生労働省告示第59号)

「特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」

(令和6年3月5日 保医発0305第6号)

告示	通知
<p><b>10の2の4 連携強化診療情報提供料の施設基準等</b></p> <p>(1) 連携強化診療情報提供料の注1に規定する施設基準 当該保険医療機関の敷地内において喫煙が禁止されていること。</p> <p>(2) 連携強化診療情報提供料の注1に規定する他の保険医療機関の基準 次のいずれかに係る届出を行っていること。 イ 区分番号A001の注12に規定する地域包括診療加算 □ 区分番号B001-2-9に掲げる地域包括診療料 ハ 区分番号B001-2-11に掲げる小児かかりつけ診療料 二 区分番号C002に掲げる在宅時医学総合管理料(在宅療養支援診療所(医科点数表の区分番号B004に掲げる退院時共同指導料1に規定する在宅療養支援診療所をいう。以下同じ。)又は在宅療養支援病院(区分番号C000に掲げる往診料の注1に規定する在宅療養支援病院をいう。以下同じ。)に限る。) ホ 区分番号C002-2に掲げる施設入居時等医学総合管理料(在宅療養支援診療所又は在宅療養支援病院に限る。)</p> <p>(3) 連携強化診療情報提供料の「注3」に規定する施設基準 イ 当該保険医療機関の敷地内において喫煙</p>	<p><b>第12の1の3 連携強化診療情報提供料</b></p> <p><b>1 連携強化診療情報提供料の注1に関する施設基準</b> 当該保険医療機関の敷地内における禁煙の取扱いについて、次の基準を満たしていること。 (※(1)～(5) 略)</p> <p><b>2 連携強化診療情報提供料の注3に関する施設基準</b> (※略)</p> <p><b>3 連携強化診療情報提供料の注4に関する施設基準</b> (※略)</p> <p><b>4 連携強化診療情報提供料の注5に関する施設基準</b> (※略)</p> <p><b>5 届出に関する事項</b> 連携強化診療情報提供料の施設基準に係る取扱いについては、当該基準を満たしていればよく、特に地方厚生(支)局長に対して届出を行う必要はないこと。</p>

が禁止されていること。

- 次のいずれかに係る届出を行っていること。
  - ①区分番号 A001 の注 12 に規定する地域包括診療加算
  - ②区分番号 B001-2-9 に掲げる地域包括診療料
  - ③区分番号 B001-2-11 に掲げる小児かかりつけ診療料
  - ④区分番号 C002 に掲げる在宅時医学総合管理料（在宅療養支援診療所又は在宅療養支援病院に限る。）
  - ⑤区分番号 C002-2 に掲げる施設入居時等医学総合管理料（在宅療養支援診療所又は在宅療養支援病院に限る。）

(4)～(5) (記載 略)